

鹿児島市就学援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる法第18条に規定する学齢児童（以下「児童」という。）、学齢生徒（以下「生徒」という。）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者（以下「就学予定者」という。）の法第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有し、かつ、本市の設置する小学校若しくは中学校又は本市内の国立大学法人鹿児島大学教育学部附属小学校若しくは中学校に在学する児童又は生徒の保護者又は市町村若しくは国の設置する小学校への就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、就学予定者の保護者で、第1号に該当する者のうち、生活保護法第12条に規定する生活扶助を受けている者は除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

(援助の種類)

第3条 就学援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費及び通学用品費
 - (2) 新入学児童生徒学用品費等
 - (3) 校外活動費
 - (4) 修学旅行費
 - (5) 通学費
 - (6) 学校給食費
 - (7) 体育実技用具費
 - (8) 医療費
- 2 要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者に対する就学援助の種類は、前項の規定にかかわらず、同項第4号及び第8号に規定するものに限るものとする。
- 3 就学予定者の保護者に対する就学援助の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第2号に規定するものに限るものとする。

(給付額)

第4条 就学援助の給付額は、毎年度予算の範囲内において、教育委員会が別に定めるものとする。

(援助の申請)

第5条 就学援助を受けようとする者のうち、児童又は生徒の保護者は、申請書を児童又は生徒が在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して、教育委員会に提出するものとする。

2 就学援助を受けようとする者のうち、就学予定者の保護者は、申請書を直接教育委員会に提出するものとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があつたときは、当該申請について審査のうえ認定の適否を決定し、その結果を、児童又は生徒の保護者に対しては学校長を経由し、就学予定者の保護者に対しては直接、通知するものとする。

(給付の方法)

第7条 就学援助の給付は、前条の規定により就学援助の対象者として認定を受けた者（以下「受給者」という。）又は受給者から請求及び受領について委任を受けた学校長に支払うことによって行うものとする。ただし、医療費については、別に定めるところにより、医療機関に支払うことによって行うものとする。

(給付の期間)

第8条 就学援助の給付の期間は、当該年度を超えないものとする。

(届出等の義務)

第9条 受給者は、第5条の規定による申請内容に変更があつたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他の不正の手段により就学援助を受けたことが判明したとき。

(費用の返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により就学援助の認定を取り消したときは、既に給付した就学援助の全部又は一部を返還させるものとする。

(区域外通学及び教育事務の委託)

第12条 区域外通学及び教育事務の委託にかかる児童又は生徒の保護者については、別に教育委員会が定める。

(その他)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 6 月 2 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 0 年 6 月 1 0 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。